



大切な一票を<sup>い</sup>活かし、投票しましょう

**東京都知事選挙**

7月7日(日)は、東京都知事選挙の投票日です。必ず投票しましょう。仕事やレジャー等で当日に投票できない方は、7月6日(土)まで期日前投票が利用できます。詳細は、送付した入場整理券をご覧ください。

**【投票日時】**7月7日(日)午前7時～午後8時**【問合せ】**選挙管理委員会事務局☎5608-6320



受診票を送付しました

**75歳以上の健康診査等**

区では、75歳以上の方に健康診査を実施しています。対象となる方には、6月末に受診票を送付しましたので、忘れずに実施医療機関で受診してください。受診票が届かない場合や、紛失した場合は、「すみだ けんしんダイヤル」へお問い合わせください。

**【費用】**無料**【問合せ】**▶すみだ けんしんダイヤル☎5608-1599 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝日・年末年始を除く)▶健康推進課地域保健担当☎5608-8514

| 種別          | 対象                                                   | 実施期間        |
|-------------|------------------------------------------------------|-------------|
| 75歳以上の健康診査  | 区内在住の75歳以上で、後期高齢者医療制度に加入している方 *一定の障害があると認定された方は65歳以上 | 11月30日(土)まで |
| 生活習慣病予防健康診査 | 区内在住の75歳以上で、制度上ほかの健康診査を受ける機会がない方(生活保護受給者等)           |             |

- ① いずれの実施期間も医療機関の休診日を除きます。
- ② 9月以降は大変混み合いますので、早めの受診をお願いします。
- ③ 区が実施する「特定健康診査」と「生活習慣病予防健康診査」の対象となる40歳～74歳の方には、10月31日(木)まで健康診査を実施しています。



31日はサイクルの日

**自転車のリユース・リサイクルと羽毛布団のリサイクル**

家庭で不用になった、まだ乗れる自転車を回収し、アジアやアフリカへ届ける自転車リユース・リサイクル事業と、羽毛布団のリサイクル事業を実施します。なお、粗大ごみとしての回収ではありません。

**【とき】**7月31日(水)午前9時～午後2時 \*正午～午後1時を除く**【ところ】**すみだ清掃事務所(業平5-6-2)**【回収品目(自転車)】**乗車可能な次のいずれかの自転車▶大人用自転車 ▶子ども用自転車 ▶電動アシスト自転車 ▶マウンテンバイク ▶折り畳み式自転車 \*パンクしているものも可 \*ストライダーは不可**【回収品目(羽毛布団)】**ダウン率50%以上のもの**【対象】**区内在住在勤の方 \*事業者を除く**【費用】**無料**【申込み】**7月24日までにオンライン申請、電話で、すみだ清掃事務所☎5819-2572へ



**講座・教室・催し**

**内** = 内容 **種** = 種別 **対** = 対象 **定** = 定員 **費** = 費用・入場料 **持** = 持ち物 **申** = 申込み **問** = 問合せ **担** = 担当課

| 区分    | 名称                          | とき                                                | ところ                         | 対象・定員・費用・申込み・問合せ等                                                                                                                                                     |
|-------|-----------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 暮らし   | 食品ロスについて考える料理教室「サルベージクッキング」 | 7月21日(日)午前11時～午後1時半                               | すみだ共生社会推進センター(押上2-12-7-111) | <b>内</b> フードドライブで集まった未利用食品を使って料理する方 <b>対</b> 区内在住の方 <b>定</b> 先着20人 <b>費</b> 無料 <b>持</b> エプロン、三角巾、布巾、筆記用具 <b>申</b> 事前にオンライン申請、電話で、環境政策課環境政策担当☎5608-6209へ *受け付けは7月16日まで |
| 福祉・健康 | スマートフォンの疑問や不安についての定期相談会     | 7月4日～8月29日の毎週木曜日午前9時半～午後0時半 *相談時間は30分(30分ごとに受け付け) | 区民相談コーナー(区役所1階)             | <b>対</b> 60歳以上の方 <b>定</b> 各先着1人 <b>費</b> 無料 <b>申</b> 当日直接会場へ <b>問</b> 高齢者福祉課支援係☎5608-6168                                                                             |

☎ = 電話 FAX = ファクス ✉ = Eメール HP = ホームページ

**広告** 夜間頻尿、尿失禁、残尿感などお悩みの方はお気軽にご相談ください。言問通り沿い馬道交差点そば 浅草泌尿器科クリニック☎03-3874-8184



申込期限は7月31日です

**生活保護受給世帯等に対するエアコン購入費助成金**

生活保護受給世帯および令和5年度住民税非課税世帯に対し、エアコンの購入・設置費を一部助成しています。申込期限は7月31日です。以下の対象に該当する世帯で、助成を希望する場合は、期限までにお問い合わせください。

**【対象】**生活保護受給世帯および令和5年度住民税非課税世帯のうち、自宅にエアコンがない、または故障などでエアコンが1台も動かない世帯 \*詳細は区HPを参照**【問合せ】**墨田区生活保護受給世帯等エアコン購入費助成専用ダイヤル☎5608-1597 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)



申請期限はいずれも9月30日です

**令和6年度墨田区価格高騰重点支援給付金「新たな非課税世帯等給付金・定額減税補足給付金(調整給付金)」**

それぞれの対象者には順次、確認書を送付していますので、期限までに申請してください。

**■新たな非課税世帯等給付金**

物価高騰の影響が大きい世帯(個人住民税非課税等)に対し、給付金を支給します。給付金額や対象等の詳細は下表をご覧ください。

**【注意事項】**令和5年度非課税世帯等給付金(非課税世帯7万円、均等割のみ課税世帯10万円等)の給付対象世帯主がいる世帯は対象外(未申請、辞退を含む)

| 給付金額              | 対象                                                           | 申込み                                                                         |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1世帯当たり10万円        | 6年6月3日時点で墨田区に住民登録があり、令和6年度の個人住民税が非課税または均等割のみ課税の方だけで構成されている世帯 | オンライン申請(確認書等にある二次元コードを読み取り)か、確認書と必要書類を同封の返信用封筒で、9月30日(消印有効)までに厚生課臨時特別給付金担当へ |
| 児童1人当たり5万円(こども加算) | 上記に該当する世帯で、平成18年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯                           |                                                                             |

- ① 6年6月4日以降に生まれた児童や、同一世帯ではないが扶養している児童も給付対象ですが、確認書は送付されません。支給を希望する場合は問合せ先へご連絡ください。連絡がない場合は受給できません。
- ② 支給対象者で確認書が届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。
- ③ 配偶者からの暴力を理由に避難している等、配慮が必要な方も、本給付金の対象となる可能性があります。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。
- ④ 支給までは受け付け完了後、おおむね3週間～4週間程度かかります。提出した書類等に不備がある場合は、支給が遅れる可能性があります。

**■定額減税補足給付金(調整給付金)**

本紙5月11日号3面でお知らせした定額減税(個人住民税1万円、所得税3万円)において、減税しきれないと見込まれる方に対し、下図のとおり調整給付金を支給します。詳細は区HPをご覧ください。

**【対象】**次の全ての要件を満たす方▶令和6年度個人住民税が墨田区から課税されている(6年1月1日時点で墨田区に住民登録がある等)▶定額減税で減税しきれないと見込まれる**【振込予定日】**7月中旬以降順次**【申請期限】**9月30日



|                                                           |   |                           |                |
|-----------------------------------------------------------|---|---------------------------|----------------|
| 調整給付金額 所得税分控除不足額 と 個人住民税分控除不足額 の合計を1万円単位で切り上げた額           |   |                           |                |
| 所得税分控除不足額                                                 | = | 定額減税可能額<br>3万円×(本人+扶養親族数) | － 令和6年分推計所得税額  |
| 個人住民税分控除不足額                                               | = | 定額減税可能額<br>1万円×(本人+扶養親族数) | － 令和6年度分個人住民税額 |
| ① 令和6年分の所得税額が確定した後、給付額に不足があることが判明した場合は、令和7年度に追加で給付する予定です。 |   |                           |                |
| ② いずれも、扶養親族は国外居住者を除きます。                                   |   |                           |                |

**【問合せ】**価格高騰重点支援給付コールセンター☎6738-9171 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日を除く)